

## 介護ロボット導入支援事業補助金の事務手続きの流れ

### 1. 事業計画書提出 ※R5年度は6/2(金)×切

- ・添付書類：「様式第1-1号」、「様式第1-2号」及び「様式第2号」  
導入機器の購入価格が分かる1台当たりの見積書・又はカタログ
- ・期限までに下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
- ・様式はインターネット上からダウンロード可能です。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>

### 2. 交付予定額の内示 (7月～8月上旬頃)

### 3. 交付申請書の提出 (秋頃)

- ・添付書類：「様式第1-2号」及び「様式第2号」

### 4. 交付決定通知 (交付申請書を提出していただいた事業所から随時)

### 5. 補助事業の実施

- ※交付決定前に実施された事業は原則として補助対象となりません。  
交付決定日後に補助事業を開始することが可能となります。

### 6. 事業完了

- ・次の3点を以て事業完了とみなします。  
①介護ロボット納入 ②納入業者への支払い ③計画に記載した導入効果の検証が完了

### 7. 実績報告書提出

- ・提出期限は完了から30日以内、または事業完了予定年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期とします。

### 8. 補助金支払

- ・実績報告書の審査が終わり次第、お支払いします。

### 書類提出・問い合わせ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）  
【電話】0857-26-7175 【メール】choujyushakai@pref.tottori.lg.jp